

協会等による物流事業者における人材確保支援事業補助金実施要領

令和6年4月1日制定

(通則)

第1条 この要領は、一般社団法人福井県トラック協会（以下「協会」という。）が、実施する物流事業者における人材確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関して必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

(目的)

第2条 物流の停滞が懸念される「2024問題」に対応するため、物流事業者に対して、ドライバーの免許取得および荷役作業の省力化を支援し、物流事業者の運転手を確保することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号のすべてを満たす者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に規定する貨物自動車運送事業を行い、福井県内に本社を置く者
- (2) トラック事業者として、引き続き事業を実施する意思があること
- (3) 申請時点において、県税の滞納がない者であること
- (4) 令和6年4月1日から申請日までの間に、事業の停止処分を受けていない者であること

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

- 2 補助対象経費に係る消費税および地方消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税および地方消費税相当分については、補助の対象としない。
- 3 国庫補助金等他の補助制度の適用を受ける経費については、補助対象経費から控除する。ただし、協会が実施する他の補助制度との併用は不可とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、次の各号に掲げる書類を添付し、物流事業者における人材確保支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号）を協会に提出するものとする。

- (1) 免許取得者の免許証の写し（免許取得支援補助制度）
- (2) 免許取得にかかる経費が分かる領収書等の写し（免許取得支援補助制度）
- (3) 荷役作業の省力化機器導入にかかった費用が分かる書類（荷役作業の省力化機器等導入支援補助制度）

- (4) 導入した荷役作業の省力化機器の写真（荷役作業の省力化機器等導入支援補助制度）
- (5) 補助金の振込先口座の通帳の写し（名義人、金融機関名、支店名、預金種目、口座番号が確認できるもの）（協会に通帳の写しを提出済の場合は省略できる）
- (6) 地方消費税の納税証明書
- (7) 国庫補助金等の交付決定通知の写し（国庫補助等を受けない場合は不要）
- (8) その他協会が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 協会は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し物流事業者における人材確保支援事業交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するとともに、補助金を補助対象者に支払うものとする。

（補助金の返還）

第7条 協会は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 本要領の規定に違反したとき
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

（補助事業の経理）

第8条 交付決定を受けた補助対象者は、補助金に係る経理を明確にするとともに、会計年度終了後5年間保存しておかなければならない。

（立入検査）

第9条 協会は、補助金交付事業の適正を期すため、必要に応じて補助対象者に対して報告させ、または協会等が指定する者により、補助対象者の事務所等に立ち入り関係書類等を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

（その他）

第10条 この実施要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この実施要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（4条関係）

経費区分	内容	補助率・補助上限
大型・中型免許 取得費用	大型・中型免許を取得するためにかかる経費。	補助率 1 / 2 補助上限 15万円 / 人
荷役作業の省力 化機器の導入経 費	荷役作業を行う際に使用する省力化機器等を導入するのにかかる経費。 複数機器の導入も可とするが、補助上限は1社あたり50万円とする。 例：テールゲートリフター、標準パレット、アシストスーツなど	補助率 1 / 2 補助上限 50万円 / 社

- ・補助対象経費は、補助事業で必要とされるものに限る。
- ・補助金交付額は、千円未満を切り捨てる。